

婚姻届に必要な書類と手続きについて

1 戸籍謄本について

◎令和6年3月1日以降に届出する場合は戸籍の添付は不要です。

| 夫の本籍 | 妻の本籍 | 新本籍 | 必要な戸籍謄本 |
|---------|------|-----|----------------|
| 甲 府 | 甲 府 | 甲 府 | な し |
| 甲 府 | 市 外 | 甲 府 | 妻の戸籍謄本 1 通 |
| 市 外 | 甲 府 | 甲 府 | 夫の戸籍謄本 1 通 |
| 上記以外の場合 | | | 夫・妻の戸籍謄本 各 1 通 |

※外国人との婚姻は、その国によって必要書類が違います。詳しくはお問合せください。

2 証人について

- 証人は婚姻の事実を知っている成人2名（親族でも可）の署名が必要です。空欄の部分があると受付できませんのでご注意ください。
- 証人が外国人の場合は国籍証明になるもの（パスポートの写し等）が必要になります。

3 婚姻届と同時に甲府市に転入される方へ

- 婚姻届に転出証明書を添付することで、転入手続きも一緒にできます。（記入例参照）

【マイナンバーカード利用による転入手続きについて】

マイナンバーカードによる転入手続きは、平日の開庁時間内（午前8時30分から午後5時15分）のみとなります。婚姻届を土・日・祝日、時間外に提出する場合は、転出証明書を届書に添付する方法による転入をおすすめします。

4 その他

- 平日午前8時30分から午後5時15分間に戸籍の届出をされる方で、「マイナンバーカード」「国民健康保険証」をお持ちの方はご持参ください。（甲府市在住で甲府市に届出をする方のみ）
- 届出の内容が戸籍に反映されるまでには時間がかかります。受理証明書（届出をした市区町村発行の証明書）で代用できることがありますので、詳しくは証明書の提出先でおたずねください。

甲府市役所市民部市民課
戸籍係 055-237-5349